

**鮫浜小学校校舎改築工事基本設計等作成委託
簡易型プロポーザル方式(公募型)実施要領**

1. 募集の内容

(1) 業務件名

「品川区立鮫浜小学校校舎改築工事基本設計等作成委託」
(以下、本件とする。)

(2) 募集の趣旨及び目的

基本設計等の作成は、教育内容・教育方法等の多様化、都市計画・地域計画等、複数の分野にまたがる広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする。課題解決に向けての企画力、発想力、保全計画、設計実績等をいかすためである。

2. 本件の内容

(1) 業務概要

施設改築計画を作成する。施設改築計画の運営に関わる以下の事項。

- ① 鮫浜小学校の敷地、及び京浜急行線高架下借地を利用した建設基本設計の作成
- ② 同計画に伴う仮設校舎の設置および既存校舎改修・解体工事等の設計・積算
- ③ 同計画に伴う補助金資料作成
- ④ 地域住民説明会への参加・説明および資料作成
- ⑤ 建設準備懇談会等への参加・説明および資料作成
- ⑥ 敷地測量、ボーリング・地歴・既存校舎アスベスト等の調査
- ⑦ その他、委託目的を達成するために監督員が必要と認めた事項

(2) 履行期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 30 日(金)までとする。

ただし、成果物の納期に関しては、別途、区の指示によるものとする。

(3) 履行場所

品川区立鮫浜小学校敷地
(品川区東大井二丁目 10 番 14 号)

3. 参加申込に必要な要件等

- (1) 東京都電子自治体共同運営サービスにおいて、品川区への競争入札参加資格があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 167 条の 4 第 1 項(同施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む)の規定に該当しないこと。
- (3) 品川区工事請負業者指名停止基準(昭和 55 年 10 月 22 日区長決定)による指名停止期間でないこと。
- (4) 会社更生法(民事再生法)に基づき更正(再生)手続きがなされていない者(品川区建設工事等競争入札参加資格審査の再認定を受けた者を除く)。
- (5) 品川区における建築設計委託業務登録で、資本金 3 千万円以上、直近の決算で完成売上

- 高5億円以上、かつ技術職員を50人以上有していること。
- (6) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所
の登録を行なっていること。
- (7) 平成19年4月以降に竣工した、総工事費10億円以上かつ延面積3,000㎡以上の実務
実績があること。
- (8) 社内に統括責任者、意匠・電気・機械設備担当の各主任技術者および構造設計一級建築
士・設備設計一級建築士を有していること。

4. 選定方法

本件に関わる事業者の選定は、品川区簡易型プロポーザル方式実施要綱(平成20年3月4
日要綱第19号)に基づき、以下の二段階審査方式で実施する。

(1) 第一次審査(資格審査および書類選考)

- ア. 資格審査については、参加申し込み時に提出される書類により審査する。
- イ. 書類選考については、資格審査の結果、参加資格を有する事業者について、参加申
し込み時に提出される書類により選考する。
- ウ. 書類選考の通過事業者数は6社程度とする。

(2) 第二次審査(プレゼンテーションおよびヒアリング)

- ア. 第一次審査を通過した事業者については、現場説明会を開催し、提案書類の提出を
求める。
- イ. 提出された提案書類に基づき、選定審査会においてプレゼンテーションおよびヒアリ
ングを実施し、提案内容を審査する。

(3) 受託事業者の特定

第二次審査の結果を踏まえて、選定会議において受託事業者の特定を行う。

5. 提出書類

(1) 第一次審査での参加申し込みに係る書類

- ① 簡易型プロポーザル方式(公募型)参加申込書
- ② 会社概要書
- ③ 主要業務実績
- ④ 今回の執行体制
- ⑤ 小論文課題「校舎改築」に対する設計者の考え方
 - ・提出期限：公募開始後から平成29年5月29日(月)12:00まで
 - ・提出方法：持参
 - ・提出場所：品川区教育委員会事務局 庶務課 教育施設調整担当
 - ・提出部数：(正)1部<押印したもの> (写)3部<押印したもののコピー>

(2) 第二次審査での提案に係る書類

- ① 品川区事業者経営分析実施要綱に基づく提出書類
- ② 設計実績書
- ③ 計画案の規模・費用

④ 計画説明書、配置計画図、ラフスケッチ

・提出期限：一次審査結果受領日から

平成 29 年 6 月 19 日(月) 12:00 まで [上記①]

平成 29 年 7 月 5 日(水) 12:00 まで [上記②～④]

・提出方法：持参

・提出場所：品川区 教育委員会事務局庶務課 教育施設調整担当

・提出部数：(正) 1 部 [上記①]

(正) 1 部 (写) 10 部 [上記②～④]

※①については、提出期限が②～④より早いので、注意すること。

※②～④までの電子データ(テキスト、画像データ(jpeg 等))を併せて用意すること。

6. 現場説明会

第一次審査を通過した事業者を対象に、提案書類に必要な内容、現場の既存建物配置等を周知するための説明会を開催する。

開催日時：平成 29 年 6 月 15 日(木) 14:00～ 2 時間程度

開催場所：品川区立鮫浜小学校敷地内

東京都品川区東大井二丁目 10 番 14 号

(京急鮫洲駅徒歩 5 分、JR 大井町駅徒歩 10 分)

※天候により日程を変更する場合あり。(予備日平成 29 年 6 月 16 日(金))

7. 選定審査会

選定審査会は、審査基準および審査方法の策定ならびに提案内容の審査を所掌とする。

(1) 選定審査会の構成

委員長：教育次長

委員：企画部(企画調整課長、施設整備課長)

教育委員会事務局(庶務課長・学校計画担当課長・学務課長・指導課長

・教育総合支援センター長)

(2) ヒアリング

提案書類に基づき、1 社あたり 15 分程度のプレゼンテーションを行った後、審査会より 20 分程度、質疑を行う予定。

開催日時：平成 29 年 7 月 20 日(木) 9:00～16:00 (予定)

開催場所：品川区役所内

※詳細が決まり次第、一次審査通過事業者へ別途通知する。

(3) 審査基準

審査会は、提出書類およびヒアリングの提案内容を、主に以下の観点から評価する。

① 「実績」について

学校等の設計実績

② 「執行体制・熱意」について

担当者の実績・設計監理能力・執行体制・熱意・施設の理解度・提案姿勢

- ③ 「建設費」について
設計・建設・維持費
- ④ 「提案内容」について
全体構成、施設構成、仮設・工程計画、法規制への対応・安全対策等
- ⑤ 「設計者」について
プレゼンテーション能力

8. 選定会議

選定会議は、受託事業者の特定を所掌とする。

(1) 選定会議の構成

委員長：副区長

委員：教育長、企画部長、教育次長

選定方法

審査会のヒアリング・採点結果および「品川区事業者経営分析実施要綱」に基づいて提出された資料を基に選定する。

9. 手続き等

(1) 質問および回答

本件に関する質問については、次のとおり受け付け、回答する。

① プロポーザル参加申込に関する質問(提案条件に関する質疑は受け付けない)

受付期間：公募開始後から平成29年5月23日(火)12:00まで(厳守)

提出方法：書面(FAX または E-mail 可)

回答方法：FAX または E-mail により回答

【質問先】品川区教育委員会事務局 庶務課 教育施設調整担当

TEL:03-5742-6833 FAX:03-5742-6890

E-mail:shomu-kyoiku@city.shinagawa.tokyo.jp

② プロポーザル提案書に関する質問

受付期間：現場説明会後から平成29年6月21日(水)12:00まで(厳守)

現場説明会日程を変更した場合は、平成29年6月15日別途通知する。

提出方法：書面(FAX または E-mail 可)

回答方法：FAX または E-mail により回答(回答予定日:平成29年6月27日)

【質問先】品川区教育委員会事務局 庶務課 教育施設調整担当

TEL:03-5742-6833 FAX:03-5742-6890

E-mail:shomu-kyoiku@city.shinagawa.tokyo.jp

(2) 辞退

本件への参加の意思を失った場合には、「簡易型プロポーザル方式参加辞退届」を、平成29年7月3日(月)12:00までに提出すること。

【提出先】品川区教育委員会事務局 庶務課 教育施設調整担当

TEL:03-5742-6833 FAX:03-5742-6890

E-mail:shomu-kyoiku@city.shinagawa.tokyo.jp

(3) 選考結果通知

① 第一次審査結果通知

- ・通知方法 : FAX
- ・通知日 : 平成 29 年6月7日(水)

② 委託事業者決定結果通知(第二次審査結果通知)

- ・通知方法 : FAX
- ・通知日 : 平成 29 年8月3日(木)

※委託事業者決定結果通知は、第二次審査を行った事業者のみに通知する。

(4) 契約

区は、選定された委託事業者と本件の契約締結に向けて協議を行う。委託事業者決定結果通知をもって契約を締結するものではないので、注意すること。また、事業者が提案した内容をすべて実施するものではなく、契約内容については別途協議する。

10. 留意事項

- (1) 申し込み時、申込書および指定された添付書類以外は一切受領しない。
- (2) 提案に要する費用は、事業者が負担することとする。
- (3) 今回の執行体制に記載した配置予定の技術者を変更することはできない。
- (4) 提出物への虚偽記載が判明した場合は、提出物を無効とするほか、指名停止等の処置を行うことがある。
- (5) 受付期限以降における提出物の差し替えおよび再提出は認めない。
- (6) 提出物以外の資料は、ヒアリングにて使用することはできない。
- (7) 提出書類の著作権は、それぞれの参加事業者に帰属するが、提出書類は返却しない。
- (8) 現場説明会において配布する資料の著作権は区に帰属する。
- (9) 学校内部の見学や、学校や関係団体等(児童や近隣住民を含む)への問い合わせは、その一切を禁止する。
- (10) 高架下敷地の所有者である京浜急行電鉄(株)への問い合わせは、その一切を禁止する。
- (11) 委託事業者決定後、品川区公式ホームページ等での委託事業者名や審査評価内容及び経過等の公表は行わない。

11. 参考図書

- 「品川の教育改革 プラン 21」第7版 (品川区教育委員会)
- 「品川区小中一貫教育要領」(品川区教育委員会)
- 「品川区学校改築計画指針」(品川区公式ホームページ)
- 「小学校施設整備指針」平成 28 年3月改正版 (文部科学省公式ホームページ)

【問い合わせ・提出先】

〒140 - 8715 東京都品川区広町二丁目1番 36 号

品川区役所第二庁舎7階

教育委員会事務局 庶務課

教育施設調整担当

TEL : (03)5742-6833 FAX : (03)5742-6890

E-mail : shomu-kyoiku@city.shinagawa.tokyo.jp